

小牧市観光振興基本計画改定委員会設置要綱

〔令和2年1月31日〕  
〔31小シ第1533号〕

(設置)

第1条 小牧市観光振興基本計画の改定に関し必要な事項について検討し、及び協議するため、小牧市観光振興基本計画改定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、小牧市観光振興基本計画の改定に関し必要な事項について検討し、及び協議する。

(組織等)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験者

(2) 観光に係る団体の代表者、構成員等

(3) 観光に係る事業を営む者の代表者、従業員等

(4) 市の観光に関する事務を所管する部の職員

(5) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱又は任命の日から小牧市観光振興基本計画の改定の完了の日までとする。

4 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集する。

2 委員会は、会議において必要があると認めるときは、議事に関係のある者に対して出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、シティプロモーション課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年1月31日から施行する。
- 2 この要綱は、第3条第3項に規定する委員の任期の満了の日をもってその効力を失う。